

知的財産支援センターの発足

平成 11、12 年度センター長 篠原 泰司



はじめに

平成 11 年 4 月 1 日、「我々弁理士は、事務所の外に出て知的創造サイクル実現のため積極的に活動しよう」という合い言葉の下に、弁理士会の付属機関として、弁理士会知的財産支援センター（以下、単に「支援センター」という。）は、小生ほか、副センター長 5 名、運営委員 36 名、予算 3 千 96 万円の規模で発足した。以下、発足の準備を含めた活動 2 年間の思い出の幾つかを述べさせて頂くこととしたい。

発足の準備

支援センターの設立構想は、平成 10 年 4 月に「知的財産支援センター設立検討委員会」が設置され、同委員会への平成 10 年 4 月 7 日付け諮問事項「知的財産支援センター設立の可否及び設立するとすればその具体的な計画の立案」に対する審議依頼に端を発している。「弁理士会は、知的財産支援センター（仮称）を早急に設立すべきである」とする、平成 10 年 8 月 3 日付け同委員会の中間答申に基づき具体的に設立の方向が打ち出され、同年 9 月 16 日付け二次中間答申により「弁理士会知的財産支援センター規則（会則案）」が答申された。そして、同規則は、令規委員会の審議及び理事会の承認を経て、同年 12 月 10 日臨時総会決議により会令第 29 号として制定され、支援センターの設置が正式に決まった。その後、平成 11 年 2 月 2 日より同年 3 月 31 日までを任期とする「知的財産支援センター準備委員会」が設置され、同委員会において支援センター発足のための具体的な準備が行われ、正式に発足することとなったのである。

支援センターの守備範囲は広く、従前の特許制度昂扬普及委員会、発明等振興委員会及び特許事件扶助規則等検討委員会の活動、特許無料相談室の運営、弁理士会近畿及び東海支部並びに各地方委員会の活動の一部を包含するものであるため、関連令規も多岐に亘るものであった。同準備委員会の発足に当たり、余り予

備知識のない小生が委員長に指名され、不適任であることを重々承知しながら、前記設立検討委員会以来のベテラン委員の特別の協力を前提に引き受けることとし、内心気の重いスタートを切ったことを思い出す。諮問事項は、「知的財産支援センター設立準備のための企画、立案」というものであったが、その具体的な内容は、当時の議事録によれば、(1) 事業内容の検討事項として、①弁理士会主催の各通産局単位の地域における講演会の開催、②公的団体から支給されている「発明奨励費」、「発明普及費」、「ベンチャービジネス普及費」についての情報収集及び情報提供、③支援センター業務説明パンフレットの作成及び頒布、④中学・高校等への知的支援の展開、(2) 特許制度昂扬普及委員会が実施してきた支援業務の支援センターへの移管、(3) 支援センターの予算規模及び人的規模の検討、等であった。この準備委員会の審議過程において特に印象に残っている事項は、支援活動の中核をなす支援員をどのように選定して行くか、近畿支部、東海支部及び各地区部会における知財支援活動と支援センターの活動とをどのように整合させて行くかという点であった。

何しろ、4 月 1 日には支援センターの発足が決まっており、委員の任期が極めて短かったので、委員会はほぼ毎週開催することとし、26 名の全委員には大変な負担を強いることになったが、5 名の副委員長を中心に 5 つの小委員会を編成し、労苦をいとわない全委員の献身的な努力により、平成 11 年 3 月末委員会としての中間答申書に加えた答申書を作成し、支援センター発足のための準備を一応終えることができた。ここに、当時の委員特に副委員長各位に対し改めて厚く御礼を申し上げたい。

活動 1 年目（平成 11 年度）

支援センターは、センター長 1 名（任期 2 年）、副センター長 5 名（任期 2 年、但し半数は任期 1 年）、

運営委員 36 名（任期 2 年，但し半数は任期 1 年）で構成して，副センター長及び運営委員の大半は前記準備委員会の委員がそのまま移行することとし，知財支援の実質的活動は，支援センターが委嘱した支援員にお願いすることで発足したが，当初，副センター長及び運営委員は全員何らかの形で支援員としても活動する総出動の形となった。組織としては，総務部，第 1 事業部，第 2 事業部，第 3 事業部に分かれて活動を開始し，後に出願等援助部が追加されて，各事業部の統括は副センター長がそれぞれあたり，運営委員は各部に分散して活動した。総務部は，支援センターに関する令規類の更なる見直し，広報活動及び支援事業遂行のための基準等の作成を，第 1 事業部は，記念講演会の開催，講師や相談員の派遣，全国一斉特許無料相談会等の準備及び運営を，第 2 事業部は，大学へのアプローチ，中小及びベンチャー企業支援のための準備を，第 3 事業部は，出願費用等の補助金制度の情報の収集，整理及び提供のための準備を，そして，出願等援助部は，援助制度説明のためのパンフレット及びリーフレットの作成及び配布を，それぞれ担当した。

上記各事業部の活動については種々思い出深いものが多いが，特に，爽やかな配色デザインの支援センター宣伝用パンフレットを初めて手にしたときの感激，平成 11 年 5 月総務部編集になる「支援センターだより」第 1 号が発行されたこと，各地方通産局特許室長との懇談のための行脚，発明協会及び商工会議所等関連団体との懇談，大変な賑わいを見せた福岡での筑紫哲也氏の講演会，岡山での明石康氏の講演会，金沢での生島ヒロシ氏の講演会の開催等，まさに東奔西走の日々を過ごしたこと，大学への知財支援活動の成果の一つとして北陸先端科学技術大学院大学への支援員の派遣が決まって新聞報道されたこと，工業所有権に関する助成制度一欄表を作成して配布したこと，出願等援助部の活動に際して問い合わせが意外に多かったこと及び発明等の価値評価は中々難しいものであったこと等，懐かしく思い出される。

活動 2 年目（平成 12 年度）

平成 11 年度は支援センター発足の初年度として，知的財産支援センター準備委員会において準備された事業計画に沿って関係者一同一目散に駆け抜けた年であったが，平成 12 年度は発足 2 年目ということもあって気持ちの上で多少の余裕が生まれ，副センター長及び運営委員の半数が新たに選任されて，前年度の継続事業と新規事業に取り組むことになった。この年度は，各事業内容の充実と拡大の年であったと言えるが，特に印象深く記憶に残っているのは，TLO 協議会が設立されて弁理士会はオブザーバーとして参加することになり，設立総会では文部省及び大学関係者と親しく懇談したこと，弁理士零県と言われた島根県との知的財産活用支援協定の調印等であった。調印式は 2 月と言う寒い時期にも拘らず，県庁会議室に澄田知事初め県側関係者及び村木弁理士会会長初め弁理士会側関係者，多数の報道陣も加わって賑々しく挙行された。そして，同日午後，弁理士会と島根県の主催により，科学ジャーナリスト馬場錬成氏の講演会が開催されて，協定調印式の一連の行事を無事終了した。また，その夜は県側のご好意で慰労会が行われ，関係者の方々と和気藹々と話に花を咲かせ，県側関係者の心のこもった御持てなしと，山陰の美酒に酔いしれて過ごした一夜は忘れがたい思い出の一つである。

おわりに

以上，夢を抱いて関係者一同全力疾走したあの発足準備を含めた二年間余の活動を振り返ると，誠に感慨深く，関係者一同のご協力に対し改めて感謝申し上げると共に，弁理士会活動を通じ最も活力に満ちた貴重な二年間であったように思う次第である。日本弁理士会知的財産支援センターの益々の発展を祈るばかりである。

（原稿受領 2009. 12. 2）